

○厚生労働省告示第三百八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

平成二十年七月十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

#### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであつて、この告示の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲

ける補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成十三年厚生労働省告示第二百三十九号）は、廃止する。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
医療施設運営費等補助金 中毒情報基盤整備事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学 校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年 四七年 五〇年

医療関係者養成確保対策費等補助金
医療関係者研修費等補助金
臨床研修費等補助金
地域診療情報連携推進費補助金
独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金
結核研究所補助金

<p>店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>三九年 三九年 三八年 三一年 三八年 三一年 二四年 三八年</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

政府開発援助結核研究  
所補助金

疾病予防対策事業費等

補助金

予防接種対策費補助金

予防接種対策費等補助

金

ハンセン病療養所費補

助金

厚生労働科学研究費補

助金

れんが造、石造  
又はブロック造  
のもの

事務所用又は美術館用のもの及び  
左記以外のもの

四一年

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊

所用、学校用又は体育館用のもの

三八年

飲食店用、劇場用、演奏場用、映

画館用又は舞踏場用のもの

三八年

病院用のもの

三六年

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、

荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は

と畜場用のもの

公衆浴場用のもの

三四年  
三〇年

工場（作業場を含む。）用又は倉

庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他

補助金	難病等情報提供事業費
補助金	移植対策事業費補助金
	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金
	放射線影響研究所補助金
	老人保健事業推進費等補助金
	医薬品等健康被害対策

	<p>の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二二年 三四年</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>三八年 三四年 三一年 三一年</p>
		<p>三一年</p>

事業費補助金

血液確保事業等補助金

医療提供体制推進事業

費補助金

医療施設等設備整備費

補助金

医療施設等施設整備費

補助金

後期高齢者医療制度関

係業務事業費補助金

病院用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉

庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他

の著しい腐食性を有する液体又

は気体の影響を直接全面的に受

けるもの

その他のもの

二九年

二〇年

三一年

金属造のもの（

骨格材の肉厚が

三ミリメートル

を超え四ミリメ

ートル以下のも

のに限る。）

事務所用又は美術館用のもの及び

左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊

所用、学校用又は体育館用のもの

飲食店用、劇場用、演奏場用、映

画館用又は舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用

三〇年

二七年

二五年



全国健康保険協会病床  
転換支援金補助金

健康保険組合特定健康  
診査・保健指導補助金

国民健康保険組合特定  
健康診査・保健指導補  
助金

国民健康保険組合病床  
転換支援金補助金

保健衛生施設等設備整  
備費補助金

以下のものに限  
る。）

所用、学校用又は体育館用のもの  
飲食店用、劇場用、演奏場用、映  
画館用又は舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、  
荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は  
と畜場用のもの

病院用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉  
庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他  
の著しい腐食性を有する液体又  
は気体の影響を直接全面的に受

けるもの

その他のもの

一九年

一九年

一九年

一七年

一二年

一七年

<p>地域保健活動推進費補助金</p>	<p>保健衛生施設等施設整備費補助金</p>	<p>国民健康づくり運動推進事業費補助金</p>	<p>衛生組織振興強化費補助金</p>	<p>水道施設整備費補助</p>	<p>高年齢者就業機会確保</p>
<p>木造又は合成樹脂造のもの</p>					
<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p>	<p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p>	<p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、</p>	<p>荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は</p>	<p>と畜場用のもの</p>
<p>二四年</p>	<p>二二年</p>	<p>二〇年</p>	<p>一七年</p>	<p>一七年</p>	<p>一二年</p>
<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>					

事業費等補助金

児童福祉事業対策費等

補助金

婦人保護事業費補助金

民間社会福祉事業助成

費補助金

科学試験研究費補助金

母子保健衛生費補助金

在宅福祉事業費補助金

木骨モルタル造のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの  
その他のもの

一五年  
九年

事務所用又は美術館用のもの及び

左記以外のもの

二二年

店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊

所用、学校用又は体育館用のもの

二〇年

飲食店用、劇場用、演奏場用、映

画館用又は舞踏場用のもの

一九年

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、

荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は

母子家庭等対策費補助金
日本赤十字社救護業務費等補助金
セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進費補助金
地方改善事業費補助金
遺族及留守家族等援護活動費補助金

	<p>と畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>一五年 一五年 一一年</p>
<p>簡易建物（応急仮設住宅を除く。）</p>	<p>木製主要柱が十センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの</p>	<p>一〇年 七年</p>

地域生活支援事業費補助金

身体障害者体育等振興費補助金

児童保護費等補助金

身体障害者福祉費補助金

精神障害者社会復帰施設等運営費補助金

障害程度区分認定等事業費補助金

業費補助金

		建物附属設備		応急仮設住宅
昇降機設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	給排水又は衛生設備及びガス設備	電気設備（照明設備を含む。）	
エレベーター	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十ニキロワット以下のものに限る。） その他のもの		蓄電池電源設備 その他のもの	
一七年	一五年	一五年	一五年 六年	二年

補助金	企業年金連合会事務費	社会福祉施設等施設整備費補助金	地方改善施設整備費補助金	知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金	独立行政法人国立重度	精神保健対策費補助金
-----	------------	-----------------	--------------	------------------------	------------	------------

可動間仕切り	アーケード又は日よけ設備	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	備	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エスカレーター
簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの				
一五年 三年	一五年 八年	一二年	八年	一五年	

<p>国民年金基金連合会事務費補助金</p> <p>高齡者福祉推進事業費補助金</p> <p>高齡者社会活動支援事業費補助金</p> <p>介護保険事業費補助金</p> <p>政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金</p> <p>独立行政法人医薬基盤</p>		
	<p>構築物</p> <p>発電用又は送配電用のもの</p>	<p>前掲のもの以外のもの</p>
<p>送電用のもの</p> <p>地中電線路</p> <p>塔、柱、がい子、送電線、地線</p>	<p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）</p> <p>その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）</p> <p>汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）</p>	<p>一八年</p> <p>一〇年</p>
<p>二五年</p> <p>四一年</p> <p>五七年</p> <p>三〇年</p>		

研究所施設整備費補助  
金

水道水源開発施設整備

費補助

厚生科学研究費補助金

モデル事業マンモグラ

フィ緊急整備事業費補

助金

成果重視事業マンモグ

ラフィ緊急整備事業費

補助金

<p>広告用のもの</p>	
<p>金属造のもの その他のもの</p>	<p>及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線 地中電線路</p>
<p>一〇年 二〇年</p>	<p>二五年 三〇年 二〇年 三〇年 一五年 四二年 五〇年 三六年</p>
<p>競技場用、運動 場用、遊園地用 又は学校用のも</p>	<p>スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリート造のも</p>

児童虐待防止対策設備  
整備費補助金

老人医療費適正化推進  
費補助金

高齢者医療制度円滑導  
入事業費補助金

後期高齢者医療制度創  
設準備事業費補助金

労働災害防止対策費補  
助金

産業医学助成費補助金

の

の

主として鉄骨造のもの

主として木造のもの

ネット設備

野球場、陸上競技場、ゴルフコ

スその他のスポーツ場の排水その

他の土工施設

水泳プール

その他のもの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジャン

グルジムその他の遊戯用のも

の

その他のもの

その他のもの

主として木造のもの

四五年

三〇年

一〇年

一五年

三〇年

三〇年

一〇年

一五年

一五年

独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金
身体障害者等福祉対策事業費補助金	身体障害者等福祉対策事業費補助金
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金
勤労者財産形成促進事業費補助金	勤労者財産形成促進事業費補助金
中小企業退職金共済事	中小企業退職金共済事

園 緑化施設及び庭	農林業用のもの	その他のもの	三〇年
工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	一四 一七 一四 一五 一〇 八	一四 一七 一四 一五 一〇 八
二〇年	七年		

業費等補助金

独立行政法人労働政策

研究・研修機施設整

備費補助金

中小企業雇用安定事業

費等補助金

産業雇用安定センター

補助金

独立行政法人高齢・障

害者雇用支援機施設

整備費補助金

舗装道路及び舗  
装路面

コンクリート敷、ブロック敷、れ  
んが敷又は石敷のもの  
アスファルト敷又は木れんが敷の  
もの  
ビチューマルス敷のもの

一五年  
一〇年  
三年

鉄骨鉄筋コンク  
リート造又は鉄  
筋コンクリート  
造のもの（前掲  
のものを除く。

橋  
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波  
堤、塔、やぐら、上水道、水そう  
及び用水用ダム  
下水道、煙突及び焼却炉  
その他のもの

六〇年  
五〇年  
三五年  
六〇年

コンクリート造  
又はコンクリー  
トブロック造の

岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波  
堤、トンネル、上水道及び水そう  
下水道、飼育場及びへい

三〇年  
一五年

職業能力開発校設備整備費等補助金	技能向上対策費補助金	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金	児童育成事業費補助金	感染症予防事業費等負担金	原爆被爆者介護手当等負担金
------------------	------------	-------------------------	------------	--------------	---------------

もの（前掲のものを除く。）	引湯管 その他のもの	一〇年 四〇年
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	五〇年 七年 二五年 四〇年
石造のもの（前掲のものを除く。）	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	五〇年 三五年 五〇年 五〇年

国民健康保険療養給付  
費等負担金

療養給付費等負担金

国民健康保険特定健康

診査・保健指導負担金

国民健康保険病床転換

支援金負担金

児童保護費等負担金

婦人保護事業費負担金

土造のもの（前  
掲のものを除く  
。）

防壁、堤防及び防波堤  
下水道  
その他のもの

金属造のもの（  
前掲のものを除  
く。）

橋（はね上げ橋を除く。）  
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁  
サイロ  
送配管

鋼鉄製のもの  
鋼鉄製のもの  
ガス貯そう  
液化ガス用のもの  
その他のもの  
薬品貯そう  
塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝  
酸その他の発煙性を有する無機

四〇年  
一五年  
四〇年  
四五年  
二五年  
二二年  
三〇年  
一五年  
一〇年  
二〇年

金	婦人相談所運営費負担
	母子保健衛生費負担金
	災害救助費等負担金
金	身体障害者保護費負担
	精神障害者措置入院費
	負担金
	精神障害者措置入院費
	等負担金

酸用のもの	八年
有機酸用又は硫酸、硝酸その他	
前掲のもの以外の無機酸用のもの	
アルカリ類用、塩水用、アルコ	
ール用その他のもの	一五年
水そう及び油そう	
鑄鉄製のもの	二五年
鋼鉄製のもの	一五年
浮きドック	二〇年
飼育場	一五年
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井	
戸、へい、街路灯及びガードレ	
ル	一〇年
露天式立体駐車設備	一五年
その他のもの	四五年

心神喪失者等医療観察  
 法指定入院医療機関運  
 営費負担金  
 心神喪失者等医療観察  
 法指定入院医療機関設  
 備整備費負担金  
 心神喪失者等医療観察  
 法指定入院医療機関施  
 設整備費負担金  
 保健事業費等負担金

合成樹脂造のもの の（前掲のもの を除く。）	木造のもの（前 掲のものを除く 。）	水道用のもの
	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの
一〇年	一五年 七年 一〇年 一五年	四〇年 五〇年 六〇年 六〇年 六〇年

養護老人ホーム等保護  
費負担金

国民健康保険財政調整  
交付金

財政調整交付金

国民健康保険老人保健  
医療費拠出金財政調整  
交付金

老人保健医療費拠出金  
財政調整交付金

国民健康保険病床転換

鉄骨造のもの  
木造のもの

配水管

鑄鉄製のもの

その他のもの

配水管附属設備

えん堤

鉄筋コンクリート造又はコンク

リート造のもの

れんが造又は石造のもの

土造のもの

貯水池

高架水そう

鉄筋コンクリート造のもの

金属造のもの

木造のもの

四八年

一八年

四〇年

二五年

三〇年

八〇年

五〇年

四〇年

三〇年

四〇年

二〇年

一〇年

支援金財政調整交付金	職業転換訓練費交付金	離職者等職業訓練費交	付金	港湾労働者派遣事業等	交付金	病床転換助成事業交付金	地域介護・福祉空間整備推進交付金
		船舶					
一〇年	三〇年	六〇年	四〇年	五〇年	一五年	一五年	五〇年
さく井 電信電話線		その他のもの		鉄筋コンクリート造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	石造のもの	金属造のもの
木造のもの		主として木造のもの		その他のもの		前掲のもの以外 のもの	
				船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条		船舶	

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	育児休業労働者等支援交付金	介護労働者雇用改善援助事業等交付金	短時間労働者雇用管理改善等事業交付金	地域支援事業交付金	次世代育成支援対策交付金
---------------------	---------------	-------------------	--------------------	-----------	--------------

から第十九条までの適用を受ける鋼船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）
一四年	一〇年	九年

次世代育成支援対策施設整備交付金

社会事業学校等経営委託費

身体障害者福祉促進事業委託費

衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）

<p>航空機</p>	<p>ヘリコプター</p>	<p>船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船</p>	<p>船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船</p>
<p>車両及び運搬具</p>	<p>特殊自動車（自走式作業機械設備を除く。）</p>	<p>その他のもの 鋼船 木船</p>	<p>その他のもの</p>
<p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車</p>	<p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>
<p>五年</p>	<p>五年</p>	<p>五年 八年 一二年</p>	<p>七年</p>

遺族及留守家族等援護  
事務委託費（昭和館運  
営委託に係るものに限  
る。）

がん研究助成金

国連・障害者の十年記  
念施設運営委託費

医療提供体制施設整備  
交付金

	<p>モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、 寝台車、霊きゆう車、トラックミ キサ―、レッカーその他特殊車体 を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車 にあつては積載量が二トン以下 、その他のものにあつては総排 気量が二リットル以下のものを いう。） その他のもの</p>	<p>四年</p>
<p>運送事業用の車 両及び運搬具（ 前掲のものを除 く。）</p>	<p>自動車（二輪又は三輪自動車を含 み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては 積載量が二トン以下、その他の</p>	<p>三年 四年</p>

<p>前掲のもの以外のもの</p>	
<p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）          小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）          その他のもの          貨物自動車</p>	<p>ものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）          その他のもの          大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）          その他のもの          乗合自動車          自転車及びリヤカー          被けん引車その他のもの</p>
<p>四年</p>	<p>三年          五年          四年          五年          二年          四年</p>

ダンプ式のもの	四年
その他のもの	五年
報道通信用のもの	五年
その他のもの	六年
二輪又は三輪自動車	三年
自転車	二年
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七年
その他のもの	四年
フォークリフト	四年
トロツコ	
金属製のもの	五年
その他のもの	三年
その他のもの	
自走能力を有するもの	七年
その他のもの	四年

				工具
切削工具	型（型枠を含む） 。、鍛圧工具及び打抜工具	治具及び取付工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）	
	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの			
二年	二年 三年	三年	五年	

	<p>金属製柱及びカ ツペ</p>		<p>三年</p>
<p>器具及 び備品</p>	<p>家具、電気機器 、ガス機器及び 家庭用品（他の 項に掲げるもの を除く。）</p>	<p>事務机、事務椅子及びキャビネツ ト 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベット 児童用机及びいす</p>	<p>一五年 八年 八年 五年 八年 五年</p>
	<p>前掲のもの以外 のもの</p>	<p>白金ノズル その他のもの</p>	<p>一三年 三年</p>

陳列だな及び陳列ケース

冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

ラジオ、テレビジョン、テーブル

コーダーその他の音響機器

冷房用又は暖房用機器

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他こ

れらに類する電気又はガス機器

氷冷蔵庫及び冷蔵ストツカー（電

気式のものを除く。）

カーテン、座ぶとん、寝具、丹前

六年

八年

五年

一五年

八年

五年

六年

六年

四年

	<p>その他これらに類する繊維製品  じゆうたんその他の床用敷物  小売業用、接客業用、放送用又  はレコード吹込用のもの  その他のもの  室内装飾品  主として金属製のもの  その他のもの  食事又はちゆう房用品  陶磁器製又はガラス製のもの  その他のもの  その他のもの  主として金属製のもの  その他のもの</p>	<p>三年  三年  六年  一五年  八年  二年  五年  一五年  八年</p>
事務機器及び通	謄写機器及びタイプライター	

信機器

孔版印刷又は印書業用のもの

その他のもの

電子計算機

パーソナルコンピュータ（サー

バー用のものを除く。）

その他のもの

複写機、計算機（電子計算機を除

く。）、金銭登録機、タイムレコ

ーダーその他これらに類するもの

その他の事務機器

テレタイプライター及びファクシ

ミリ

インターホーン及び放送用設備

電話設備その他の通信機器

デジタル構内交換設備及びデジ

タルボタン電話設備

三年

五年

四年

五年

五年

五年

五年

六年

六年

<p>時計、試験機器 及び測定機器</p>	<p>時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>一〇年 五年 五年</p>
<p>光学機器及び写 真製作機器</p>	<p>オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び 望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器</p>	<p>二年 五年 八年</p>
<p>看板及び広告器 具</p>	<p>看板 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの</p>	<p>三年 二年 一〇年</p>
<p>その他のもの</p>		<p>一〇年</p>

	その他のもの	五年
容器及び金庫	<p>ポンベ</p> <p>溶接製のもの</p> <p>鍛造製のもの</p> <p>塩素用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ドラムかん、コンテナーその他の容器</p> <p>大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>金庫</p> <p>手さげ金庫</p>	<p>六年</p> <p>八年</p> <p>一〇年</p> <p>七年</p> <p>三年</p> <p>二年</p> <p>五年</p>

医療機器	美容又は美容機器	
<p>消毒殺菌用機器</p> <p>手術機器</p> <p>血液透析又は血しょう交換用機器</p> <p>ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器</p> <p>調剤機器</p> <p>歯科診療用ユニット</p> <p>光学検査機器</p> <p>ファイバースコープ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		その他のもの
<p>四年</p> <p>五年</p> <p>七年</p> <p>六年</p> <p>六年</p> <p>七年</p> <p>六年</p> <p>八年</p>	五年	二〇年

	<p>娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具</p>
<p>レントゲンその他の電子装置を使用する機器  移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器  その他のもの  その他のもの  陶磁器製又はガラス製のもの  主として金属製のもの  その他のもの</p>	<p>たまつき用具  パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具  ご、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯具  スポーツ用具</p>
<p>四年  六年  三年  一〇年  五年</p>	<p>八年  二年  五年  三年</p>

<p>前掲のもの以外</p>	<p>生物</p>	
	<p>植物</p> <p>貸付業用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>動物</p> <p>魚類</p> <p>鳥類</p> <p>その他のもの</p>	
	<p>映画フィルム（スライドを含む）</p>	
		<p>どんちよう及び幕</p> <p>衣しよう、かつら、小道具及び大道具</p> <p>その他のもの</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>
		<p>五年</p> <p>一〇年</p> <p>五年</p>
		<p>八年</p> <p>四年</p> <p>二年</p> <p>一五年</p> <p>二年</p>
		<p>二年</p> <p>五年</p> <p>二年</p> <p>五年</p>

	機械及び装置
のもの	食料品製造業用設備
）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。 ） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	
二年 二年 三年 三年 三年 三年 五年 五年 五年 五年 五年 一〇年 五年	一〇年

<p>製造業用設備 家具又は装備品</p>	<p>家具を除外する。 製造業用設備 木材・木製品（ 家具を除く。）</p>	<p>繊維工業用設備</p>	<p>飲料・たばこ・ 飼料製造業用設 備</p>
		<p>炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備</p>	
<p>一 一 年</p>	<p>八 年</p>	<p>七 年    七 年    三 年</p>	<p>一 〇 年</p>

<p>パルプ、紙又は 紙加工品製造業 用設備</p>	<p>印刷業又は印刷 関連業用設備</p>	<p>化学工業用設備</p>
<p>一二年</p>	<p>デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備</p>	<p>臭素、よう素又は塩素、臭素若し くはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備</p>
<p>四年 七年</p>	<p>一〇年 一〇年 三年</p>	<p>五年 四年 五年</p>

<p>プラスチック製 品製造業用設備 (他の号に掲げ るものを除く。)</p>	<p>石油製品又は石 炭製品製造業用 設備</p>	
		<p>ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルタ ー、偏光板又は偏光板用フィルム 製造設備 その他の設備</p>
<p>八年</p>	<p>七年</p>	<p>五年 五年 八年 五年</p>

鉄鋼業用設備	窯業又は土石製品製造業用設備	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	ゴム製品製造業用設備
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製			
五年	九年	九年	九年

<p>はん用機械器具 （はん用性を有 するもので、他 の器具及び備品 並びに機械及び</p>	<p>金属製品製造業 用設備</p>	<p>非鉄金属製造業 用設備</p>	
	<p>金属被覆及び彫刻業又は打はく及 び金属製ネームプレート製造業用 設備 その他の設備</p>	<p>核燃料物質加工設備 その他の設備</p>	<p>造業用設備 その他の設備</p>
	<p>一〇年 六年</p>	<p>七年 一一年</p>	<p>一四年 九年</p>

<p>生産用機械器具 (物の生産の用)</p>	<p>装置に組み込み 、又は取り付け ることによりそ の用に供される ものをいう。以 下同じ) 製造業 用設備 (電子部 品、デバイス又 は電子回路製造 業用設備及び情 報通信機械器具 製造業用設備を 除く。)</p>
<p>金属加工機械製造設備 その他の設備</p>	
<p>一二年 九年</p>	<p>一二年</p>

---

---

に供されるもの  
をいう。)製造  
業用設備(業務  
用機械器具(業  
務用又はサービ  
スの生産の用に  
供されるもの(こ  
れらのものであ  
つて物の生産の  
用に供されるも  
のを含む。)  
をいう。)製造  
業用設備(はん  
用機械器具製造  
業用設備、電気  
機械器具製造業

---

---

<p>用設備及び輸送 用機械器具製造 業用設備を除く 。及び電気 機械器具製造業 用設備を除く。</p>	<p>業務用機械器具 （業務用又はサ ービスの生産の 用に供されるも の（これらのも のであって物の 生産の用に供さ れるものを含む</p>

<p>。をいう。  (製造業用設備  (はん用機械器  具製造業用設備  、電気機械器具  製造業用設備及  び輸送用機械器  具製造業用設備  を除く。)</p>	<p>電子部品、デバ  イス又は電子回  路製造業用設備</p>
	<p>光ディスク(追記型又は書換え型  のものに限る。)製造設備  プリント配線基板製造設備  フラットパネルディスプレイ、半  導体集積回路又は半導体素子製造  設備</p>
<p>七年</p>	<p>五年  六年  六年</p>

農業用設備	その他の製造業 用設備	輸送用機械器具 製造業用設備	情報通信機械器 具製造業用設備	電気機械器具製 造業用設備	
					その他の設備
七年	九年	九年	八年	七年	八年

総合工事業用設  設備 鉱業、採石業又 は砂利採取業用 設備	石油又は天然ガス 鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	備 水産養殖業用設 備		漁業用設備（次 号に掲げるもの を除く。）		林業用設備	
六年 一二年 六年 三年	五年	五年	五年				

備	電気業用設備
<p>電気事業用水力発電設備</p> <p>その他の水力発電設備</p> <p>汽力発電設備</p> <p>内燃力又はガスタービン発電設備</p> <p>送電又は電気業用変電若しくは配電設備</p> <p>需要者用計器</p> <p>柱上変圧器</p> <p>その他の設備</p> <p>鉄道又は軌道業用変電設備</p> <p>その他の設備</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二二年</p> <p>二〇年</p> <p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>一八年</p> <p>二二年</p> <p>一五年</p> <p>一七年</p> <p>八年</p>
六年	

放送業用設備	通信業用設備	熱供給業用設備	ガス業用設備
			製造用設備 供給用設備 鑄鉄製導管 鑄鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの
六年	九年	一七年	一〇年 二二年 一三年 一三年 一五年 一七年 八年

備 サービス業用設 運輸に附帯する	倉庫業用設備	道路貨物運送業 用設備	鉄道業用設備	映像、音声又は 文字情報制作業 用設備
			自動改札装置 その他の設備	
一〇年	一二年	一二年	一二年 五年	八年

<p>飲食料品卸売業 用設備</p>	<p>建築材料、鉱物 又は金属材料等 卸売業用設備</p>	<p>飲食料品小売業 用設備</p>	<p>その他の小売業 用設備</p>
	<p>石油又は液化石油ガス卸売用設備 (貯そをを除く。) その他の設備</p>		<p>ガソリン又は液化石油ガススタン ド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>一〇年</p>	<p>一三年 八年</p>	<p>九年</p>	<p>八年 一七年</p>

設備 連サービス業用 その他の生活関 連サービス業用 設備	洗濯業、理容業 、美容業又は浴 場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業 用設備（他の号 に掲げるものを 除く。）
				計量証明業用設備 その他の設備
六年	一 三 年	八 年	一 〇 年	一 四 年 八 年

<p>設備 自動車整備業用</p>	<p>教育業（学校教 育業を除く。） 又は学習支援業 用設備</p>	<p>娯楽業用設備</p>
	<p>教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>一五年</p>	<p>一七年 八年</p>	<p>一一年 七年 一三年 一七年 八年</p>



の	前掲の機械及び 装置以外のもの 並びに前掲の区 分によらないも の	荷役設備 修繕検査設備 その他のもの	一七年
	機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製の その他のもの	主として金属造のもの 主として木造のもの	一七年 一五年
			一〇年 一七年 八年

